

参 考

平成17年度公立学校教員採用選考試験実施方法等について（概要）

採用の段階で教員にふさわしい優れた人材を確保するため、都道府県・指定都市教育委員会においては、人物評価重視の方向で積極的に教員採用の改善に努力。

1 実技試験の改善状況等

全国60の都道府県・指定都市教育委員会のうち、ほぼ全ての県市において、小学校の受験者、中・高等学校の実技教科について実技試験を実施。

（単位：県市数）

区 分	小 学 校				中・高等学校	
	水 泳	体育実技	音 楽	図画工作	英 語 (英会話)	全員に対する 運動能力テスト
平成7年度	53	54	49	15	50	19
平成16年度	56	53	53	16	59	14
平成17年度	56	54	53	19	60	15

2 面接試験の改善状況等

（単位：県市数）

	実 施 状 況		実 施 方 法				
	1次2次 両方で実施	個人・集団 両方を実施	面接官に民間の人 事担当者等を起用	面接官に臨床心 理士等を起用	模擬授業 の実施	場面指導 の実施	指導案作成 の実施
平成7年度	42	55	—	—	—	—	—
平成16年度	47	59	44	21	43	22	17
平成17年度	49	57	45	20	44	28	17

3 クラブ活動・ボランティア活動歴等の評価

（単位：県市数）

区 分		志願書等に記入させる (成績報告書の提出を含む)			面接時に聴取する		
		小	中	高	小	中	高
		ク ラ ブ 活 動	平成7年度	52	52	49	57
	平成16年度	55	55	52	47	47	46
	平成17年度	55	55	51	42	42	43
ボ ラ ン テ ィ ア 活 動	平成7年度	45	45	43	47	47	45
	平成16年度	56	56	53	47	47	46
	平成17年度	56	56	52	43	43	43

4 年齢制限の緩和

受験年齢の上限の緩和

（単位：県市数）

区 分	制 限 な し	51歳未満～ 41歳以上	41歳未満～ 36歳以上	36歳未満～ 30歳以上	30歳未満
平成7年度	2	1	21	24	11
平成16年度	6	6	27	20	1
平成17年度	6	8	27	19	0

※この他に、教科等によって特例を設けている県市もある。

5 優れた知識・技能を有する社会人の登用

社会経験を適切に評価する特別選考

会社等に就職し、教科等に関わる専門的な分野において豊富な経験や秀でた知識を有する社会人について、一般選考とは別に選考を実施：18県市（前年度15県市）

【岩手県、宮城県、山形県、群馬県、埼玉県、東京都、長野県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、山口県、徳島県、香川県、長崎県、仙台市、横浜市、大阪市】

※ 群馬県、埼玉県、三重県、奈良県、香川県は特別免許状による採用を実施。

民間企業経験、教職経験の評価

（単位：県市数）

区 分		志願書等に記入させる (成績報告書の提出を含む)			面接時に聴取する		
		小	中	高	小	中	高
		平成17年度	民間企業経験	55	54	50	44
	教職経験	54	54	48	43	43	42
	スポーツ・芸術の技能	50	52	47	37	38	37

6 特定の資格保有等による試験免除

○英語の資格による一部試験免除：32県市（前年度31県市）

英語受験者で実用英語技能検定、TOEFL、TOEICなどにおいて一定の資格又は水準を有する者は、筆記試験の専門教科科目などを免除

○情報処理に係る資格による一部試験免除：10県市（前年度12県市）

高等学校の工業等の受験者で情報処理技術者試験（財）日本情報処理開発協会などにおいて一定の資格又は水準を有する者は、筆記試験の専門教科科目などを免除

文教地第170号
平成8年4月25日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長 殿

文 部 省 教 育 助 成 局 長
小 林 敬 治

教員採用等の改善について（通知）

教員採用等については、かねてから各教育委員会において、その改善に努めておられるところですが、近年の教員採用の状況や学校教育上の課題の変化に適切に対応するため、教員採用等の改善をさらに進めることが求められております。

このことにかんがみ、文部省においては、関係者の協力を得て、教員採用等に関する調査研究を行ってきましたが、このたび、別添のとおり、「審議のまとめ」がなされたところであります。

同まとめにおいては、人物評価を重視する方向に採用選考の在り方をより一層移行させ、選考方法の多様化、選考尺度の多元化を図ることを求めており、その観点に立った具体的改善方策を提言しているところであります。

ついては、貴職におかれては、同まとめの趣旨を参考に、下記の事項に留意の上、教員採用等の改善を一層積極的に進められるようお願いいたします。

記

1. 教員採用等の改善の基本方向について

ア 学校教育における指導の在り方の質的变化や生徒指導上の諸問題に適切に対応するため、学校には様々な資質能力や体験を持つ人材が求められており、必ずしも知識の量のみにとらわれず、個性豊かで多様な人材を幅広く教員として確保していくことが必要であること。

イ このため、筆記試験の成績を重視するよりも人物評価重視の方向に採用選考の在り方を一層移行させ、選考方法の多様化、選考尺度の多元化の観点から、教員採用等について積極的な改善を図っていくことが必要であること。

2. 採用選考方法の改善について

(1) 選考における評価の在り方

選考における評価については、知識の量の多い者や記憶力の良い者のみが合格しやすいものとならないよう配慮し、教育者としての使命感、豊かな体験に裏打ちされた指導力など受験者の資質能力を多面的に評価するよう人物評価重視の観点に立ち、その在り方を一層改善すること。

その際、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動や大学等における諸活動の実績などを評価する選考方法の改善を一層進めるとともに、その有効な評価の在り方について検討すること。

また、民間企業経験者や教職経験者について、その社会経験を適切に評価する選考方法を検討すること。

なお、選考における評価の在り方の改善を行う場合、次の事項にも配慮すること。

ア 筆記試験の比重の置き方

筆記試験とその他の選考方法の比重の置き方の見直しについては、学校種別ごとの特性を十分に踏まえ、例えば、二次試験の選考において一次試験の筆記試験の結果を評価に入れないこと、筆記試験で一定程度の成績を修めた者の

中から、面接・論文試験の成績上位者、スポーツ活動等の諸活動の実績や社会経験を評価して採用することなどの方法が考えられること。

イ 教育実習の評価

人柄や意欲、教員としての実践的指導力を見極めるため、教育実習校における評価を含めた教育実習の評価を採用選考に活用することが有効であると考えられること。

このため、大学等教員養成機関や教育実習校との連携を密にして、教育実習の実施時期をできるだけ早くすることやその評価をできるだけ客観的なものとするよう工夫するなど、条件を整備するとともに、その条件整備の状況を勘案しつつ、教育実習の評価を選考における判断の資料として活用するよう努めること。

ウ 大学等からの推薦

人物評価を多面的に行うため、受験者の出身大学から人物等に関し推薦状を受けたり、あるいは、社会活動の実績がある者について当該関係機関から活動の期間、内容等に関し推薦状を受けるなど、受験者の人柄や能力をよく知る者からの推薦を選考の一つの判断資料とする方法も考えられること。

エ 受験年齢制限の緩和

教員に豊かな体験を有する多様な人材を確保するため、教員の年齢構成の現状などの実情を踏まえつつ、受験年齢制限の緩和を図るよう努めること。

(2) 定員を区分した選考の実施

選考における尺度の多元化を図り、受験者の資質能力を様々な側面から評価していくための方法として、(1)で示した事項に加え、採用選考合格者の枠を区分して複数の尺度に基づく異なる選考方法を実施することを検討すること。

このため、例えば、合格定員の一部ごとに筆記試験や面接試験等の比重の置き方を変えたり、論文試験・実技試験等各種選考方法のうち特に重視する部分を設けたりすることや諸活動の実績や社会経験等を評価した選考について定員を区分した選考を実施することが考えられること。

また、スポーツ、文化の分野において特に秀でた技能・実績を有する者など特定の者に対する特別選考の導入も検討すること。

(3) 試験問題、面接方法の改善等

試験問題、面接方法等については、次の事項に留意して、更にその改善に努めること。

ア 試験問題

筆記試験の試験問題については、知識の量、記憶力を問うものや、過度に高度な専門的知識を問うものに偏らず、広く教員として求められる資質能力を見極めることが可能な良問を継続的に作成するよう努めること。

イ 面接試験

面接試験については、面接機会の複数化や面接時間の十分な確保を図るほか、特定の課題に対する意見発表、集団討論の実施等一層の工夫改善に努めること。

また、面接に当たっては、多様な構成により、幅広い観点から面接を行える者を確保するとともに、面接者に対しては、面接の手法や技術についての研修を実施するなど、人物評価に関する能力を高めるよう努めること。

ウ 実技試験等

実技試験については、例えば、英語に関するコミュニケーション能力や理科の実験指導、職業に関する教科の実習指導など指導力を適切に評価するための試験の導入も進めること。

また、教員としての実践的指導力を適切に評価するため、模擬授業や指導案の作成などを、多様な選考方法の一つとして導入するよう配慮すること。

3. 教員採用を実施する上での体制等の整備

(1) 採用スケジュールの早期化

募集・選考・内定の時期等、採用スケジュール全体の早期化に一層努めること。

特に、採用内定時期については、就職協定等企業と大学等との間の取り決めの趣旨に留意しつつ、できる限り早い時期とするよう努めるとともに、段階的に内定通知を行うなど、早期に内定を行う者の比率を高めるための内定方法の工夫について配慮すること。

(2) 採用者数平準化のための計画的教員採用・人事

教員に優秀な人材を確保し、年齢構成に配慮していくためには、できるだけ採用者数の平準化を図ることが必要であり、このため、中長期的視野から退職者数や児童生徒数の推移等を的確に分析・把握した計画的な教員採用・人事を行うよう努めること。

その際、学校種別ごとの採用区分の弾力化、学校種間や他の都道府県等との人事交流の促進などにも配慮すること。

(3) 広報活動の充実、選考方法等についての情報提供

ア 教員の具体的職務内容や教員に採用された者の体験談などを知る機会を提供するなど、教員へ優秀な人材を確保するための広報活動をより一層充実していくこと。

イ 選考方法、日程等採用選考試験に関する情報については、募集パンフレットや大学での説明会等において、詳細かつ早期に教職志願者に提供するように配慮すること。

(4) 教員採用等の改善についての調査検討体制の整備

ア 試験問題作成の継続的な取組、面接担当者の確保と資質の向上等を含め、採用選考方法の改善方策については、継続的に調査、検討を行っていくことが必要であること。

改善に当たっては、それぞれの選考方法に関し、その判定と採用後の勤務実績等の関係などの実証的な分析を行い、その結果をもとに更に選考方法の改善を行っていくことが望ましいこと。

特に適性検査については、そのより効果的な活用に資するため、判定結果の有効性について研究していくことが必要であること。

イ 教員採用等の改善に関する情報収集、分析や調査検討を組織的・継続的に行うための体制整備に一層努めること。

4. その他留意すべき事項

(1) 教員養成機関と教育委員会の連携

ア 教員養成機関で培われた資質能力を教育委員会が採用選考で適切に評価し、一方、教員養成機関が学校運営の実状を一層理解していくためには、教員養成機関と教育委員会の定期的な協議の場を充実させ、両者が十分連携することが必要であること。

このため、既に実施されている教員の資質向上連絡協議会の場を積極的に活用するなどの方法が考えられること。

その際、採用選考試験の方法、教育実習の在り方、教員採用に係る中長期的な需要動向等について、意見交換・協議を継続的に行うよう配慮すること。

イ 教員養成機関と教育委員会が連携協力を深めるための方策として、教育研修センターの講師としての大学教員の活用、大学の講師としての公立学校教員の派遣協力、教員養成に係る大学院の講座等を教育委員会の主催する各種研修の計画に組み入れることなども考えられること。

また、教員養成機関と教育委員会との連携協力により、学生と児童生徒が直接触れ合う機会や、学校運営の実情を学生に体験させる機会を設けることにも配慮すること。

(2) 身体に障害のある者への配慮

身体に障害のある者について、単に障害があることのみをもって教員採用選考において不合理な取扱いがなされることのないよう、選考方法上の工夫など適切な配慮を行うとともに、その工夫の内容等について広く教職を目指す者が了知しうるよう広報周知に努めること。

Ⅲ 採用の改善

2. 改善の方向

- 教員の採用については、多面的な人物評価を積極的に行う選考に一層移行することが必要である。
- 採用側において、採用選考に当たり重視する視点を公表することにより、求める教員像を明確化することが必要である。
- 条件附採用制度の一層の運用の改善を図ることが必要である。

3. 具体的方策

(1) 採用選考の多面化

例えば、大学の新規学卒者・大学院修了者、教職経験を有する者、民間企業等の勤務経験を有する者等について、それぞれに応じた採用選考の方法及び評価基準を設定することを検討するなど採用選考の一層の多面化を図る必要がある。

得意分野を持つ個性豊かな多様な教員を採用し、教員の多様な人材構成を図るため、採用選考を多面化し、例えば、大学の新規学卒者及び大学院修了者（以下「新規学卒者」という。）、教職経験を有する者、民間企業での勤務経験を有する者等について、それぞれに応じた採用選考の方法及び評価基準を設定することを検討することが必要である。また、志願者の得意分野を考慮した採用選考を行うため、面接において得意分野や重点履修分野について詳しく聴取するなど、小論文や面接等において自己アピールを求めたり、全員同一課題ではなく、複数の課題の中から得意なものを選択する実技試験を実施するなど、採用選考の方法を工夫することが望まれる。

① 新規学卒者の採用選考

新規学卒者の採用選考については、試験方法の多様化、重点化を図る必要があり、学力試験については一定の水準に達しているかどうかを評価するために活用することとし、その水準に達した者については、大学の推薦、教育実習・養護実習の評価、得意分野、ボランティア活動の実績等を選考のための資料として活用し、多様な人材の確保を図る仕組みを工夫することが必要である。

② 教職経験や民間企業等の勤務経験を有する者の採用選考

教職経験や民間企業等の勤務経験を有する者については、選考において知識・技能が一定の水準に達していることを測るほかは、一般の学力試験を課さず、教職経験の実績、民間企業等での勤務経験に基づいた専門的能力・識見を適切に評価するなど、新規学卒者とは別途の方法により選考を行う仕組みを工夫することが必要である。なお、民間企業等の勤務経験を有する者の採用を一層促進する観点から、任命権者の判断により、一定の採用枠を設けた選考を実施することも有意義である。

③ 実技試験の充実及び資格試験等の活用

今後の国際化・情報化の進展する社会で必要とされる資質能力にかんがみ、外国居住や海外留学の経験等を考慮したり、情報リテラシーを有する者の採用を促進する観点から、教員採用選考試験においてパソコンの実技試験を実施するなどの工夫について検討することが必要である。

また、近年、例えば外国語教員採用選考の実技試験として、リスニングはもとより、スピーチ、グループディスカッション、ディベート等を実施する教育委員会も見られるところであり、このような選考を一層徹底するとともに、筆記試験結果に加え、TOEFL や TOEIC、実用英語技

能検定等のスコア等を考慮するなど、外国語教員の採用選考に際しては、実践的なコミュニケーション能力の評価を適切に行うことを検討することが必要である。

さらに、例えば、高等学校の工業・商業等の教科の教員採用選考において、情報処理技術者試験や日商簿記検定試験等の合格を考慮に入れることを検討することが必要である。

養護教諭については、救急処置や心や体の健康観察及び健康相談活動の方法等についての能力の評価が適正に行われるよう検討することが必要である。

(2) 採用選考の内容・基準の公表

教育委員会が求める教員像を明らかにするとともに、採用選考の透明性を高めて公教育への信頼性を確保するため、学力試験問題等の公表、採用選考基準の公表を検討することが必要である。

教員志願者、教育関係者、地域住民等に教育委員会が求める教員像を明らかにして、各学校や地域のニーズに対応した適格な教員の確保を促進するとともに、採用選考の透明性を高めて公教育への信頼性を確保するため、学力試験問題等の公表、採用選考基準の公表を検討することが必要である。

その際、教員採用が競争試験ではなく選考であることにかんがみ、学力試験問題、論文課題のみを公表するのではなく、実技試験及び面接試験等の他の試験・課題のおおよその内容、各試験の比重や配点の目安を公表して、採用選考試験全体の情報公開を進め、これらにより教育委員会が求める教員像の全体を明確に示すよう工夫を講じることが望まれる。

(3) 良質な学力試験問題の研究開発

教員採用試験における一般の学力試験については、教員として最小限修得しておくべき基本的な事項に係る問題など良質なものであることが必要であり、良質な学力試験問題をより効率的に研究開発するため、都道府県教育委員会等が共同して学力試験問題の研究開発を行う方策について検討することも必要である。

教員採用試験における一般の学力試験については、教員の一定の水準を担保する観点から、志願者が一定の知識等の学力を持っていることを確認する趣旨で行われるものであり、教員として最小限修得しておくべき基本的な事項に係る問題など良質なものであることが必要である。

このため、都道府県教育委員会等において、良質な学力試験問題の研究開発や作成のための体制を整備し、例えば、試験問題の研究開発や作成、試験の実施を各都道府県等の人事委員会と共同で行うなどの方策を検討することが望まれる。

また、良質な学力試験問題をより効率的に研究開発するため、都道府県教育委員会等が共同して学力試験問題の研究開発を行う方策について検討することも必要である。

なお、良質な学力試験問題の研究開発に際しては、第1次答申で指摘した養成段階で特に教授・指導すべき内容の範囲を踏まえたものになるようにする観点からも、教員養成大学・学部等を中心に大学との連携を図るよう努めることが必要である。

採用選考の学力試験問題に、障害のある幼児・児童・生徒の教育に関する問題を含むように、試験問題の研究開発や作成において努めることも必要である。

(5) 障害者の受験に対する配慮

多様な人材を確保する観点から、教員を志望する障害者の受験に対する配慮が必要である。

多様な人材を確保する観点から、例えば、点字での試験問題の作成や手話による面接等の実施により受験の機会の拡大を図るなど、教員を志望する障害者の受験に対する配慮が必要である。

Ⅲ 特別免許状の活用促進

4. 特別免許状の活用促進のための具体的方策

(2) 運用面での改善

① 社会人特別選考の実施の促進

各都道府県・指定都市の教員採用選考試験においては、現在、ほとんどの県市で教員免許状の所有を前提とした選考を実施しており、教員免許状を持たない社会人にとって教員採用の門戸はほとんど開かれていない。また、教員免許状を所有する社会人向けに、大学卒業後すぐに教職に就かず民間企業等に就職した者を対象とした社会人特別選考を実施している都県が存在するが、この場合、通常、教職の専門性を見るための学力試験が実施されている。仮に教員免許状を有する新卒者と同じ試験を社会人に対して実施した場合、社会人がたとえ教職に対する意欲、適性を有していたとしても、採用試験に合格することは非常に困難と考えられる。

このため、都道府県教育委員会等においては、社会人活用を促進するため、新卒者とは別の、例えばその者の民間企業等での勤務経験を適切に評価するような、社会人特別選考の実施を促進すべきであり、また、その中で教員免許状を持たない社会人に特別免許状の授与を前提とした特別選考の実施を検討すべきである。